

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月25日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

資金管理団体でなくなった旨の届

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
三好 徳明	三好徳明後援会	平成31年4月30日
吉村 正寿	吉村まさとし後援会	令和元年9月26日
渡辺 敏勝	渡辺敏勝政治経済研究会	令和元年12月27日
八江 利春	八春未来21研究会	令和元年12月31日
中村 照夫	長崎政経懇話会	令和2年2月13日